

主な出来事（2009年9月）

1. 消費者庁の設置

2009年9月1日に、消費者庁設置法が施行されました。

2. 消費者庁の設置に伴い食品安全基本法が改正されました。

第21条 改正前：食品安全委員会の意見を聞いて

改正後：食品安全委員会及び消費者委員会の意見を聞いて

第23条 改正前：八 関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うこと。

改正後：削除

3. 公正取引委員会の気になる「メールマガジン」（第38号）

公正取引委員会の事務総長は、9月2日の定例記者会見で、「景品表示法の40年の実績」について、「今回、景品表示法が消費者庁に移管されたことから、その目的規定も、従前は公正な競争の確保という独占禁止法の特例法という位置付けだったわけではありますが、これが一般消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に変更されるわけでもあります。ただ、この消費者の適正な商品選択ということは、私どもが進めている公正かつ自由な競争の促進という独占禁止法の目的なり、競争基盤を整備するということと、まさに表裏一体の関係にあるわけでありまして、そうした公正な競争が行われるためには、やはり消費者の適正な商品選択ということが不可欠になるわけでもあります。そういう面で、消費者利益の確保という面においては、独占禁止法も、新たな景品表示法の目的も、まさに共通しているわけでありまして、そういう政策の方向性も軌を一にしているということでもあります。」と述べられました。

目的規程が「公正な競争の確保」から「一般消費者による自主的かつ合理的な選択の確保」に変更されるとの部分は気になるところです。

4. 既存添加物の第3次削除

2009年9月3日の薬事食品衛生審議会 食品衛生分科会 食品添加物部会で、「消除予定添加物名簿（案）」が公表されました。

<数>

既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）	： 489品目	1996年4月16日
第1次消除（38+1品目）	： 450品目	2004年2月と7月
第2次消除（32品目）	： 412品目	2007年8月
第3次消除（案）（125品目）	： ？	

第3次消除の対象は、①現に販売の用に供されていないもの（従前の通り）、②食品添加物としての目的で使用実態が確認できなかったもの（例えば、健康食品のみ）です。

都道府県への調査を経て、来年2月に消除予定添加物名簿が公示され、訂正の申し出、WTO通報等を経て、2011年2月までに既存添加物名簿が改正される予定です。

「食品添加物として流通実態が確認できない添加物」のコピーを添付しました。

5. 食品添加物の今後の指定予定

指定添加物 6月4日現在、393品目

既に、薬食審・食品衛生分科会で了承された品目

- 1) L-グルタミン酸アンモニウム（調味料）
- 2) ステアロイル乳酸ナトリウム（乳化剤、安定剤）
- 3) 2-エチルピラジン（香料）
- 4) 2-メチルピラジン（香料）
- 5) ソルビン酸カルシウム（保存料）
- 6) 2-メチルブチルアルデヒド（香料）
- 7) 2-ペンタノール（香料）
- 8) プロピオンアルデヒド（香料）
- 9) 6-メチルキノリン（香料）
- 10) 5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン（香料）
- 11) 3-メチル-2-ブタノール（香料）

尚、食品安全委員会で健康影響評価が進められてきました添加物 2-エチル-5-メチルピラジンにつきましては、厚生労働省から提出した資料に誤り（クロマトグラムのアサイン）があったため、再度、添加物専門調査会で審議することとされました。

6. 長妻厚生労働大臣の食品・食品添加物に関する質問主意書

長妻厚生労働大臣におかれては、年金と雇用が最大重要事項と思われまますので、食品・食品添加物については、やや関心が低いと思われまますが、過去に多くの質問主意書が出ています。

平成12年（2000年）8月8日 質問第15号として、次の質問主意書が提出されました。

「食品添加物に関する質問主意書

一、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア及びカナダいずれかの国において指定の削除等によりその使用が認められなくなった食品添加物のうち、現在、我が国において、食品衛生法等に基づき食品添加物としての使用が認められている食品添加物があるのか。ある場合には、左記の事項を明らかにされたい。

- 1 当該食品添加物の品名及び使用されている食品名
- 2 当該食品添加物の品名及びその使用が認められなくなった国名及びその理由

二、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア及びカナダいずれかの国において許可あるいは指定されていない食品添加物のうち、現在、我が国において、食品衛生法等に基づき食品添加物としての使用が認められている食品添加物があるのか。ある場合には、左記の事項を明らかにされたい。

- 1 当該食品添加物の品名及び使用されている食品名
- 2 当該食品添加物の品名及びその食品添加物が許可あるいは指定されていない国名及びその理由

右質問する。」

同年10月13日付けの厚生労働大臣の答弁書は、次の通りです。

「一について 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第六条の規定に基づき人の健

康を損なうおそれのない場合として厚生大臣が定めた添加物（以下「指定添加物」という。）のうち、お尋ねに係る国において食品への使用が認められる添加物としての指定の削除等が行われたものとしては、米国において昭和五十一年に動物実験における結果から発がん性が疑われ、食品への使用を禁止する措置がとられた食用赤色二号及び英国において平成二年に動物実験において発がん性が認められ、当時定められていた使用基準では最終的に食品に残留しないという確証が得られないとされ、食品への使用が認められる添加物リストから削除された臭素酸カリウムがあると承知している。（以下、省略、報告者）」

その後も、食品・食品添加物に関して、次のような質問主意書が出されています。

- 平成 13 年 3 月、「食品添加物赤色二号に関する質問主意書」、
- 平成 13 年 3 月、「食品添加物の試験等の資料・データに関する質問主意書」
- 平成 13 年 6 月、「外国で禁止になった食品添加物に関する質問主意書」、
- 平成 13 年 10 月、「牛由来原料を使用している製造又は加工された食品（いわゆる牛加工食品）の安全性に関する質問主意書」、
- 平成 13 年 11 月「食用赤色二号と臭素酸カリウムの安全性の検査実施に関する質問主意書」
- 平成 14 年 6 月、「食品衛生法で認められていない添加物に関するし質問主意書」
- 平成 14 年 7 月、「米国で発がん性があると評価された食品添加物ローダミンBの健康被害に関する質問主意書」、
- 平成 14 年 7 月、「健康食品の安全に関する質問主意書」、
- 平成 14 年 7 月、「食品の安全等に関する質問主意書」、
- 平成 14 年 7 月、「中国ダイエット食品の健康被害情報に関する質問主意書」、
- 平成 14 年 7 月、「食品の安全等に関する質問主意書」、
- 平成 14 年 8 月、「残留農薬の基準値の根拠に関する質問主意書」、
- 平成 14 年 7 月、「食品の安全等に関する質問主意書」、
- 平成 15 年 5 月、「内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）作用の疑われる有害物質に関する質問主意書」、
- 平成 21 年 5 月、「食品ロスに関する質問主意書」

7. 2009 年度の食品添加物の安全性試験

本年度も厚生労働省の予算で、食品添加物の安全性試験が実施されることとなり、国立医薬品食品衛生研究所で一般競争入札が実施されました。安全性試験の実施される品目は次の通りです。

1) 90 日間試験反復投与毒性試験：

グリチルリチン酸二ナトリウム（指定）、ジベンゾイルチアミン塩酸塩（指定）、パラオキシ安息香酸イソブチル（指定）、パラオキシ安息香酸イソプロピル（指定）、モルホリン脂肪酸塩（指定）、食用赤色 106 号（指定）

2) 遺伝毒性試験（Ames、染色体異常、小核）

過酸化水素（指定）、サッカリンナトリウム（指定）、食用黄色 5 号（指定）、食用青色 1 号（指定）、硝酸ナトリウム（指定）、没食子酸イソプロピル（指定）及び国際汎用香料 3 品（平成

18年度予定)： * 既存：既存添加物、指定：指定添加物

試料提供の要請が、日本食品添加物協会経由でなされています。

9月号に記載しましたカワラヨモギ抽出物(既存)は、消除予定添加物名簿(案)に記載されましたので、安全性試験は実施されないことになりました。

8. ジアシルジグリセロールの安全性

9月17日に開催されました食品安全委員会において、厚生労働省から、ジアシルグリセロール(DAGと略す。)油の製造に責任を有している花王株式会社から、(1)DAG油製造工程を見直し、グリシドール脂肪酸エステルを一般食用油と同等のレベルまで低減させるよう検討を進めていること、(2)それまでの間は一時販売自粛・出荷停止を行うこと、(3)グリシドール脂肪酸エステルの体内動態の解明について検討すること等の報告があった旨の報告がありました。尚、花王株式会社は、グリシドール脂肪酸の体内動態に関する対応について、次のように報告しました。

2. グリシドール脂肪酸エステルの体内動態の解明について

DAG油につきましては発がん性試験を含む多くの試験を実施し、その安全性を確認してまいりました。

グリシドール脂肪酸エステルに、弊社の知見のみならず、世界的に見ましても安全性情報がほとんどない状況ですが、基準審食品基準審査課長殿より食安基発0908第1号を以って12項目についての補足資料提出のご依頼を受けました。

このうち、以下の3項目につきましては、試験実施を含めて早急に検討し、11月末までに最終報告を提出する予定であります。

1. グリシドール脂肪酸エステル及びグリシドールの毒性に関する情報収集
2. グリシドール脂肪酸エステルを経口摂取した場合の体内動態試験
3. グリシドール脂肪酸エステル及びグリシドールの遺伝毒性試験

残りの9項目につきましても上記3項目の結果を勘案した上で、必要な資料を提出いたします。

また、「エコナ クッキングオイル」等の販売自粛につきましては、マスコミの報道の通りです。さらに、ドイツでは今秋研究プロジェクトが立ち上がるとの報道もあります。

尚、IARCでは、グリシドール(glycidol)は、group 2A(ヒトに対して多分発がん性がある)、そのオレイン酸エステルおよびステアリン酸エステルは、group 3(ヒトに対する発がん性については分類できない。証拠が不適切。)に分類されています。花王株式会社の説明では、これも根拠としていますが、オレイン酸エステルおよびステアリン酸エステルについては、評価が古い(1987年)ので、代謝を含めた安全性試験が進められ再評価されるものと思われます。

9. 国際汎用添加物の新たな指定の動き

現在指定に向けた検討が行われています 46 品目の国際汎用添加物以外で、JECFA で評価され、米国及び EU で評価された際の資料の収集・整理、食品安全委員会から要請のあった追加資料の作成等についての報告書を、2010年3月22日までに国立医薬品食品衛生研究所に提出する業務の入札が、7月30日に実施されました。財団法人日本食品化学研究振興財団が、落札しました。(18,858,000 円)

新たな食品添加物の指定は、日本の市場にも影響しますので、ご注目下さい。

10. JECFA

2010年6月開催予定の JECFA で評価されます品目の毒性や規格に関するデータの提出期限は、11月1日であることが、9月14日に公表されました。

食品添加物では、ステビア (Steviol glycosides) の規格の改定のための全情報、特に商品中のレバウディオシド (rebaudiosides) D と F の含量及び定量法に関する情報、ショ糖脂肪酸エステル (Sucrose esters of fatty acids) の規格の改定に関する全情報の提供が求められています。

併せて、6 品目の添加物の規格の再評価のためのデータの提供が求められていますが、日本独自のものはありません。

11. 英国 FSA は、多動性行動お関連する食用色素 (アゾ系 6 種類) を避ける企業が増加したとニュースで報じました。(9月2日)

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2009/sep/colupdate>

12. ナトリウム摂取量の低下で米国の医療費が年 180 億ドル節約できるとの RAND の研究が「Journal of Health Promotion」の9月11日付けのニュースリリースに掲載されました。推奨摂取量は1日にナトリウム 2300mg 以下です。食塩に換算しますと、約 5.8g 以下となります。

http://www.eurekaalert.org/pub_releases/2009-09/rc-lsc091109.php

12. 中国における鉛中毒を原因とする暴動

9月12日付けの「Lancet」によりますと、陝西省と湖南省の亜鉛と鉛の精錬工場近傍での重金属暴露を保健当局が認識して以来、少なくとも5つの工場が閉鎖されたとのことです。「マンガン工場近傍では少なくとも1354人の子どもたちが中国の安全レベルである100 mg/Lの血中鉛濃度を超過している。」との問題が発覚して、8月初旬に湖南省では警察車両をひっくり返したり、道路標識を壊したりしたとのことです。また、「2つの村の731人の子どもたちのうち615人の血中鉛濃度が高いと診断されている。」とされます陝西省でも、怒った保護者たちが精錬工場のフェンスを壊して運搬車両を破壊したとのことです。

8才の子どもは、痩せて小さく4才にしか見えないため家族が検査を受けさせたところ血中鉛濃度は239 mg/Lであったとか、精錬工場で働く23才の労働者の血中鉛濃度が1100 mg/Lだったため輸血を必要としたと報告されています。

中国における鉛問題は、要注意です。

13. 輸入食品の特徴的な食品衛生法違反事例（9月）

- ・株式会社アン・エンタープライズ（中国系輸入商社）が、中国から輸入したソーセージ（加熱食肉製品）の命令検査で、クレンプテロール（喘息治療薬）0.00007ppm が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・アシヤトレーディング株式会社（その他の食料飲料卸）が、中国から輸入したロースチャースライス（加熱食肉製品）の命令検査で、クレンプテロール（喘息治療薬）0.00016ppm が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社オーシャンビューティー（築地の輸入会社）が、アメリカから輸入した「すじこ」から、命令検査で亜硝酸根として0.0053g/kg が検出され、成分不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社グローバルフーズ（飲食店への販売）がエチオピアから輸入した生鮮コーヒーのモニタリング及び命令検査で、 γ -BHC0.012ppm 及び0.0004ppm が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・オーシャン貿易株式会社がスウェーデンから輸入した「生鮮まつたけ」の行政検査で放射能（Cs134 及び Cs137 の合計）496Bq/kg が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・石光商事株式会社（コーヒーを中心とした輸入・製造）が中国から輸入した「ウーロン茶」（半醗酵茶）のモニタリング検査で「製造、加工及び調理基準不適合（放射線照射された食品を検知）検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。

以上